

令和2年11月27日

償却資産所有者 各位

佐久市長 柳 田 清 二

令和3年度償却資産の申告について（お願い）

平素は、市税務行政につきまして、格別なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在において所有している償却資産の所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数等をその資産の所在する市町村に申告していただくことになっております。

つきましては、同封いたしました申告書を下記の期限までにご提出くださいますようお願いいたします。（資産の増減がない場合においても申告書の提出が必要です。）

なお、インターネットによる地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）での申告も可能です。詳しくは地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステムのホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

申告期限 **令和3年2月1日（月）**（期限厳守でお願いします。）

1 申告していただく方

- （1）事業（販売業、製造業、建設業、農業、不動産貸付業等すべての事業）の用に供する償却資産を佐久市内に所有している個人又は法人
- （2）事業の用に供する償却資産を、佐久市内の事業者に事業用として貸し付けている個人又は法人

2 申告方法及び提出書類

（1）今までに申告された方

令和2年中の資産の 異動内容	提出していただく書類
資産の増加があった方	償却資産申告書と種類別明細書（増加資産・全資産用）
資産の減少があった方	償却資産申告書と種類別明細書（一覧表）
資産に修正があった方	償却資産申告書と種類別明細書（一覧表）
増加・減少・修正がなかった方	償却資産申告書（右下の備考欄に、「異動なし」とご記入ください。）

償却資産申告書、種類別明細書とも「提出用」と記入されている書類をご提出ください。
※ただし、種類別明細書（一覧表）については、提出用、控用の印字のないものを二部送付しております。一部を提出用、もう一部を控用としてください。

（2）初めて申告される方

令和2年中に事業を開始し、初めて申告する方は、全資産を申告してください。
提出書類は、償却資産申告書と全資産を記入した種類別明細書（増加資産・全資産用）です。
該当資産がない場合は、償却資産申告書の備考欄に、ない旨を記載しご提出ください。

（3）事業の廃止や資産の処分などによって、資産が全てなくなった方

償却資産申告書右下の備考欄に、事業閉鎖年月日等をご記入のうえ、ご提出ください。

（4）電算処理で申告される方

事業所独自のコンピューターにより、申告書を作成する場合は、1月1日現在の全資産を申告してください。

3 記入の仕方

償却資産申告書及び各種別明細書の記入は、別紙の記入例を参照ください。

ご記入いただく償却資産の増加・減少・修正は、令和2年1月2日から令和3年1月1日までの資産です。

※これまで償却資産として固定資産税の課税対象であった農耕作業用トレーラーについて、必要な改造等を行うことにより道路運送車両法施行規則に定める小型特殊自動車に該当することとなったものは、軽自動車税（種別割）の課税対象となります。灯火器類を取り付けるなどの改造を行い、公道を走行する条件を満たすこととなった車両は軽自動車税（種別割）の登録の届出をして頂き、償却資産として二重に申告しないようお願いいたします。

4 その他

- （1）郵送にて申告書を提出する方で、控用の申告書等に受付印を必要とする場合は、切手を貼った返信用封筒を同封のうえご提出ください。
- （2）虚偽の申告をした場合には地方税法第385条の規定による罰則、また正当な事由なく申告しなかった場合には地方税法第386条及び佐久市税条例第75条の規定による過料を科されることがあります。

○お問い合わせ先

佐久市役所 税務課 資産税係 直通 0267-62-3040

○提出先

〒385-8501 長野県佐久市中込3056番地

佐久市役所 税務課 資産税係

なお、各支所総務税務係の窓口でも受け付けております。

OeLTAX（エルタックス）地方税ポータルシステム <http://www.eltax.lta.go.jp/>

裏面もご覧ください

~~~~~ 償却資産のあらまし ~~~~~

1 固定資産税における償却資産（申告の対象となる資産）

土地及び家屋以外の事業の用に供する資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。下記の資産についても申告の対象となります。

- (1) 企業会計上簿外資産として取り扱われている資産であり、現に事業の用に供されているもの
- (2) 既に減価償却が終わり、残存価額のみとなっている資産であるが、現に事業の用に供されているもの
- (3) 赤字決算等のため減価償却を行っていない資産であるが、本来減価償却が可能なもの
- (4) 建設仮勘定で経理中の資産であり、1月1日現在にその全部又は一部を事業の用に供している場合は、その全部又は一部
- (5) 遊休資産、未稼働資産であるが、事業の用に供する目的をもって保有され、かつ、事業の用に供することができる状態にあるもの
- (6) 道路運送車両法に規定する大型特殊自動車

※引取運賃・荷役費・取付費等、資産を取得するためにかかる経費は取得価額に含めます。  
 ※家屋の附属設備のうち、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっている建築設備は、原則として家屋に含めて取り扱われますが、家屋本来の目的とは別の用途を目的とするもの、又は借り店舗等に付加した店内設備等については、償却資産として扱われま

2 償却資産の種類

償却資産は下記の6種類に分かれています。参照のうえ、償却資産申告書及び各種類別明細書を作成してください。

| 資産の種類       | 主なもの                                                                                                                    |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 構築物       | 煙突、貯水槽、橋、門、庭園、塀、構内舗装、軌道、看板、広告塔、その他土地に定着する土木設備または工作物等、冷暖房設備及び建物附属設備（家屋の評価に含まれているものは除く。）                                  |
| 2 機械及び装置    | 太陽光発電設備、食料品製造業設備、鉄鋼業用設備、電気機械器具製造業用設備、農業用設備、総合工事業用設備、通信業用設備、金属製品製造業用設備、化学工業用設備等                                          |
| 3 船舶        | ボート、遊覧船等                                                                                                                |
| 4 航空機       | 飛行機、ヘリコプター、グライダー等                                                                                                       |
| 5 車両及び運搬具   | フォークリフト等の構内運搬車及び大型特殊自動車、手押車、動力運搬車等（ただし、自動車税、軽自動車税の課税客体である自動車及び軽自動車は除く。）                                                 |
| 6 工具、器具及び備品 | 測定工具、切削工具、検査工具、電気機具、ガス機器、事務機器、通信機器、試験機器、計算機、理容・美容機器、医療機器、家具、机、椅子、金庫、陳列ケース、ロッカー、ルームクーラー、レジスター、テレビ、各種自動販売機、応接セット、貸衣装、貸植木等 |

※上記に掲げたものは一例です。

3 申告の対象とならない資産

- (1) 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、一時に損金又は必要経費に算入されるもの
- (2) 取得価額が20万円未満の資産で、法人税法又は所得税法の規定により、3年間で一括償却しているもの
- (3) 鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産
- (4) 自動車税、軽自動車税の対象となる自動車、軽自動車など
- (5) 道路運送車両法に規定する小型特殊自動車。（軽自動車税の登録手続きを行なってください。）
- (6) 繰延資産

4 課税標準の特例等について

次のような課税標準の特例等の適用を受ける償却資産がある場合は、その旨を申告書に記入するとともに、添付書類が必要となりますので、佐久市役所税務課までお問い合わせください。

(1) 課税標準の特例

変電・送電施設、公害防止施設、地方税法第349条の3または同法附則第15条に規定する一定の要件を備えた資産は、課税標準の特例が受けられます。

（例）生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例の場合（地方税法附則第15条第41項）  
 【特例内容】該当資産に係る課税標準となるべき価格をゼロとする。

ただし、2018年（平成30年）6月6日から2023年（令和5年）3月31日までに取得した対象資産で新たに課税されることとなった年度から3年度分のみ。

【添付書類】「認定を受けた先端設備等導入計画の申請書」の写し、「先端設備等導入計画の認定書」の写し、「工業会証明書」の写し。リース会社が申告を行う場合（所有権移転外リース）には「リース契約見積書」の写し、「固定資産税軽減計算書」の写し  
 ※制度詳細につきましては、佐久市のホームページをご参照ください。

(2) 非課税

地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた資産は、非課税となります。

(3) 短縮耐用年数及び増加償却

法人税法施行令、所得税法施行令の規定による短縮耐用年数の適用を行った資産については、その耐用年数となります。

また、増加償却を行った資産については、評価額が減額されます。（短縮耐用年数、増加償却の適用を受ける場合には、国税局長、又は税務署長の承認通知書の写しの添付をお願いします。）

なお、圧縮記帳、特別償却、割増償却は固定資産税では認められておりません。

5 固定資産税（償却資産について）

| 区分      | 説明                                                                             |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 納税義務者   | 令和3年1月1日現在における償却資産の所有者                                                         |
| 課税台帳の閲覧 | 佐久市役所税務課資産税係、または各支所総務税務係において納税義務者の皆さんに対し、固定資産課税台帳の閲覧を行います。                     |
| 税額の算出方法 | 償却資産課税台帳の登録価額（課税標準額）に税率1.4/100を乗じた額<br>計算例 2,000,000円 × 1.4/100 = 28,000円 ⇒ 税額 |
| 免税点     | 償却資産の課税標準となるべき額（全資産の合計）が150万円未満の場合は課税されません。（免税点未満の場合も申告してください。）                |